

石巻市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

なお、伊藤啓二監査委員は、平成26年6月16日から本件監査に関与しましたが、自己都合（忌引）のため、本件に係る監査委員協議には参加していません。

平成26年6月30日

石巻市監査委員 柴山 耕一

石巻市監査委員 矢川 昌宏

- 1 監査対象部課等 復興政策部
復興政策課、地域協働課、ICT総合推進室
- 2 監査対象範囲 平成25年度一般事務及び財務に関する事務の執行
(平成26年2月28日現在)
- 3 監査期間 平成26年4月2日から同年6月30日まで
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成25年度一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理において、別紙のとおり指摘します。
なお、指摘事項以外の軽微な事項については、別途指導しました。

指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内 容
復興政策部 地域協働課	行政財産 目的外使 用許可事 務	<p>1 行政財産目的外使用料算定誤りについて</p> <p>田代島開発総合センターに係る行政財産目的外使用料の算定に当たり、当該建物の建築費指数が 1.33 であるにもかかわらず 1.43 として、また耐用年数も 50 年を 45 年で算出し、過少に徴収していたので、適正な算定基礎に基づき使用料を算出されたい。</p> <p>誤徴収額 381,497 円 正徴収額 399,735 円 過少徴収額 18,238 円</p>